平成２０年（フ）第３１８号
福島県郡山市虎丸町２番３号　信用マンション702号室
破産者　高谷　敦子
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第２３０号
群馬県太田市山之神町484番地４、住民票上の住所群馬県太田市山之神町499番地５
破産者　松嶋　一好
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第２３３号
群馬県太田市山之神町484番地４、住民票上の住所群馬県太田市山之神町499番地５
破産者　松嶋富己枝
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第１４１８号
横浜市西区東ヶ丘11番地９　フロントフィールド日ノ出町103号、開始決定時の住所横浜市中区本牧町２丁目305番地　ウィング本牧601号室
破産者　松下佳保里（旧姓橋本・岩川）
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８３号
横浜市鶴見区生麦４丁目８番19号　ピースフル21―101、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区上菅田町456番地５　ＡＴ２―201号
破産者　越後　文男
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６２号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目３番３―928号
破産者　小林　信夫
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６４号
川崎市中原区中丸子643番地　メゾン柏１階
破産者　大澤佐登志
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第５１８号
金沢市小立野１丁目５番１号　小立野センチュリーマンション602、開始決定時の住所金沢市尾張町１丁目11番２号　ファミール武蔵206号室
破産者　小坂　　健
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２０４号
石川県加賀市湖城町２丁目275番地　雇用促進住宅片山津宿舎２号棟403号室、従前の住所石川県加賀市塩浜町り115番地３
破産者　堂前　良博
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２０８号
長野県下高井郡山ノ内町大字佐野2592番地の３
破産者　阿部　宗平
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
長野県中野市大字江部1000番地１
破産者　佐藤　　満
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２号
静岡県沼津市大岡1229―１、破産手続開始時の住所静岡県沼津市下香貫汐入2167―１　レオパレスカレラ108号
破産者　石橋　泰幸
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
静岡県駿東郡小山町竹之下175番地の４
破産者　佐藤智恵子
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２７１３号
名古屋市港区東土古町１丁目14番地の４　みどり荘103号
破産者　大橋　秀範
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４８号
名古屋市緑区鶴が沢１丁目312番地　クオリティパレス鶴が沢301号
破産者　領家しのぶ
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６８６号
大阪市住吉区長居東３丁目１番17号　アネックス津和弐番館402号、開始決定時の住所大阪市西成区千本南２丁目８番６号
破産者　髙橋　清嗣
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６８７号
群馬県高崎市金井淵町102番地16、開始決定時の住所大阪市西成区千本南２丁目８番６号
破産者　髙橋　清長
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７１３３号
大阪市港区波除２丁目５番10―1403号
破産者　山村　正彦
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部